

## 施設における定期的検査（東京都集中的検査）へのご参加について

東京都では、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者施設や障害者施設、医療機関並びに幼稚園、小学校、保育所等の職員を対象に、集中的・定期的な検査を実施しています。

令和5年4月以降も引き続き、抗原定性検査による集中的・定期的検査を実施しますので、貴施設における感染拡大防止のため、下記によりご参加いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象施設

- (1) 保育所等（認可・認証保育園、ベビーシッター利用支援事業など）
- (2) 幼稚園
- (3) 小学校等

#### 2 検査対象者

「1 対象施設」の職員

#### 3 集中的検査の対象期間

**令和5年4月1日（土）から 令和5年5月7日（日）まで**

※ **医療的ケア児が在籍する施設は、令和5年6月30日（金）まで**

\*医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童のことです。

#### 4 配布する検査キット

体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット  
（検査キットの種類は指定できません。）

#### 5 申込期間

**令和5年4月1日（土）9時 から 令和5年4月30日（日）18時まで**

※ **医療的ケア児が在籍する施設は、令和5年6月23日（金）18時まで**

#### 6 検査頻度

**週2～3回程度**（3日に1回程度）実施してください。

## 7 申込方法等

### ① 令和5年4月から集中的検査にご参加いただく施設

- ・ 専用Webフォームからお申し込みください。  
初回ログイン時（参加登録時）には、東京都の所管部局から事前にお知らせする、IDとパスワードが必要です。「別紙1」をご確認ください。
- ・ 2回目以降のログインは、参加登録時に設定したメールアドレスとパスワードをご使用ください。

専用 Web フォーム

URL : <https://tokyo-infectiontest.jp/>



### ② 令和5年3月までにお申込みいただいている施設

令和5年3月までにお申込みいただいている施設につきましては、再度のご登録は不要です。上記の専用Webフォームから、現在ご使用いただいているメールアドレスとパスワードを使用し、引き続きご使用ください。

### ③ 令和5年5月8日以降のお申込みについて

**医療的ケア児の在籍がある施設につきましては、引き続きご利用ができます。**

ただし、令和5年5月8日（月）以降、引き続き集中的・定期的検査を実施する場合、再度の「施設登録」が必要になります。参加登録時に設定したメールアドレスとパスワードを使用してあらためて施設登録をしていただいた後、引き続きご利用ください。

なお、検査キットは必ず申込をした貴施設等において、受検予定者の検査のために使用し、他の用途での使用はしないでください。

また、検査実施後、必ず実施検査件数のご報告をお願いします。

## 8 検査キットの配送

- ・ 検査キットは、直接貴施設に配送します。原則として東京都内への配送となります。
- ・ 専用Web上でお申込みいただいてから、2日程度で配送します。
- ・ 配送日時指定は出来ませんのでご了承ください（ご不在の場合は、配送業者が持ち帰り再配送します。）。
- ・ 1回の申込で送付可能な検査キット数は、4週間分を上限（10個単位で切り上げ）としますが、施設ごとに検査実施に必要なキット数をお申込みいただくようお願いいたします。  
例：受検予定者9人、週2回実施の場合、80個が上限  
(9人×2回×4週=72キット⇒80に切り上げ)
- ・ **令和5年4月24日（月）以降の検査キットのお申込みは、2週間分を上限とさせていただきます。**  
貴施設において5月7日（日）までに実施していただく検査用のキットになりますのでご協力をお願いいたします。

- ・ 2回目以降の申込みについては、必要となる検査キット数から前回までに配送された検査キットの残存数を差し引いた数をお申込みください。  
なお、検査結果のご報告がない場合や、配付済の検査キットの利用実績が少ない場合には、お問い合わせさせていただく場合がございます。

## 9 検査に当たっての注意

- ・ 抗原定性検査は、検査キットによりご自身で検体を採取していただきます。採取方法の詳細については製品によって異なるため、使用前に必ず各製品の説明書をよく確認していただき、正しく実施いただくよう受検者へ伝えてください。また、検査は週に2～3回程度実施してください。
- ・ 検査に当たっては、
  - (1) 医師が常駐する施設については、その管理下で検査を実施してください。
  - (2) 医療従事者が不在の場合、施設管理者等は、検査を管理する者（検査実施管理者）となる方の同意を得た上で、検査実施管理者を定めてください。
  - (3) 検査実施管理者は、抗原定性検査を実施するに当たり、必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を必ず受講してください。詳細については、「別紙2」に記載しています。必ずご確認ください。

## 10 検査後の対応

- ・ 検査実施後（集中的・定期的検査、濃厚接触者の待機期間の解除の判断等のための検査、スクリーニング検査のいずれの場合も）、専用Webフォーム上にある「検査結果報告フォーム」から速やかに検査結果のご報告をお願いします。  
※ 令和5年3月までに実施した検査のうち、検査結果の報告が済んでいない場合についても、「検査結果報告フォーム」にてご報告をお願いします。  
また、検査結果が陽性となった場合についても、報告フォームによりご報告をお願いします。
- ・ 集中的検査の期間終了後、令和5年5月8日（月）以降においても検査結果報告が可能です。令和5年5月7日（日）までに貴施設にて実施した検査につきましては、必ずご報告をお願いいたします。

## 11 濃厚接触者への対応 \*令和5年5月7日まで

- ・ 集中的・定期的検査を実施していただいている施設において、職員が濃厚接触者となった場合に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを次の用途にご使用いただくことができます。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった貴施設の職員の方が、待機期間中に、一定の条件のもと、毎日の業務開始前に陰性を確認したうえで業務に従事する場合の検査
  - ② 待機期間解除の判断のため、2日目と3日目に陰性確認を行う場合の検査

- ・ 上記の検査についても**集中的検査**として取り扱いますので、検査実施後、専用Webフォーム上にある「検査結果報告フォーム」から速やかに検査結果のご報告をお願いします。

## 12 ご質問・お問合せ先

ご質問等につきましては、下記までお問合せください。

なお、お問合せの前に、専用Webフォームに掲載する「集中的検査について（Q&A）」をご確認いただけますようお願いいたします。

### 【問合せ先】

東京都集中的検査配送事務局

電話番号 0120-560680

＜開設時間：午前9時から午後6時（土日・祝日も対応）＞

※ 検査キットの配送日時に関するご要望、キットの種類の確認には、対応していませんのでご了承ください。